

那覇市公報

号外第 7 1 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例（建築指導課）	3162
○那覇市霊園条例（環境保全課）	3166
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	3176
○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	3181
○那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例（こども政策課）	3184
○那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例 （障がい福祉課）	3185
○那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）	3186
○那覇市公民館条例の一部を改正する条例（生涯学習課）	3191
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建設企画課）	3196

◇規 則◇

○那覇市霊園条例施行規則（環境保全課）	3198
○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 （子育て応援課）	3206
○那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 （障がい福祉課）	3210
○那覇市薬事法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	3215

条 例

那覇市条例第50号

平成25年12月27日

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第2項及び第50条の規定に基づき、那覇広域都市計画特別用途地区のうち地場産業振興地区(以下「地場産業振興地区」という。)内における建築物の建築の制限を緩和し、並びに建築物の構造及び建築設備について制限することにより、本市の地場産業の保護育成を図るとともに、地場産業振興地区の住環境を保全することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例で定めるもののほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による地場産業振興地区に係る都市計画の告示があった区域について適用する。

（建築物の制限の緩和）

第4条 地場産業振興地区内においては、法第48条第4項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、陶器の製造に係る事業の用途に供する建築物であつて、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限り、これを建築することができる。

- (1) 作業場の床面積の合計が300平方メートル以内であること。
- (2) 原動機の出力の合計が15キロワット以下であること。

（建築物の構造及び建築設備に関する制限）

第5条 前条の建築物の構造及び建築設備は、別表に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

（既存建築物に対する制限の緩和）

第6条 この条例の規定の施行又は適用の際、法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定の適用を受けない期間の始期を基準として、増築(作業場以外の部分に係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは改築に係る部分の床面積の合

計（当該増築又は改築に係る第4条の建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えない範囲内において増築若しくは改築をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の様様替をすることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第8条 第5条の規定に違反して、別表に掲げる基準に適合しない構造若しくは建築設備を有する建築物（以下この条において「違反建築物」という。）を設計した設計者又は違反建築物の工事を施工した工事施工者は、20万円以下の罰金に処する。

2 違反建築物の設計をさせ、又は違反建築物の工事を施工させた建築主についても、前項と同様とする。

（両罰規定）

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による地場産業振興地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。

別表（第5条関係）

建築物の構造及び建築設備に関する制限に係る項目	制限の基準
1 建築物のうち作業場に係る外壁及び屋根	遮音効果のある構造とし、外壁は、建築基準法施行令第22条の3の規定による遮音構造とすること。ただし、外壁について、当該外壁と隣地境界線との間に遮音効果のある建築物、壁その他これらに類するものがあるとき、又は当該外壁が道路、公園、広場その他これらに類する

	ものに面するときは、この限りでない。
2 建築物のうち作業場に 係る窓及び出入口その他 の開口部（以下この項に おいて「窓等」という。） で直接外気に接するもの	遮音効果のある構造とすること。ただし、窓 等と隣地境界線との間に当該窓等を遮る遮音効 果のある建築物、壁その他これらに類するもの があるとき、又は窓等が道路、公園、広場その 他これらに類するものに面するときは、この限 りでない。
3 建築物のうち作業場に 係る排気口、給気口その 他これらに類するもので 直接外気に接するもの （以下この項において「排 気口等」という。）	(1) 開閉装置を設ける等遮音上有効な措置を 講じたものであること。ただし、排気口等と 隣地境界線との間に当該排気口等を遮る遮音 効果のある建築物、壁その他これらに類する ものがあるとき、又は排気口等が道路、公園、 広場その他これらに類するものに面するとき は、この限りでない。 (2) うわ薬の吹付けを行う作業場に係るもの については、直接隣地に面して設置しないこ と。
4 陶器の製造の用に供す る焼成炉	(1) 希硫ガス（硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1パーセント以下であるガスをいう。）を燃 料として専焼させるもの又は電気炉とすること。 (2) 炉内容量の合計が3立方メートルを超えな いこと。
5 建築物の基礎	機械（原動機を含む。）の基礎と分離すること。

那覇市条例第51号

平成25年12月27日

那覇市霊園条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市霊園条例

那覇市霊園条例(昭和47年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の霊園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 本市が設置する墓地をいう。
- (2) 墳墓地 墳墓を設けるために区画した土地をいう。
- (3) 合葬式墓地 複数の焼骨を埋蔵する合葬用納骨室及び合葬室をいう。

(設置、名称及び位置)

第3条 本市に霊園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市識名霊園	那覇市識名2丁目、字真地及び繁多川5丁目

2 那覇市識名霊園に次に掲げる施設(以下「霊園施設」という。)を置く。

- (1) 墳墓地
- (2) 市民共同墓
- (3) 納骨堂

3 前項第2号の市民共同墓は、次に掲げる施設により構成するものとする。

- (1) 合葬式墓地
 - ア 合葬用納骨室
 - イ 合葬室
- (2) 短期収蔵納骨室
- (3) 参拝室

4 市民共同墓及び納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市民共同墓	那覇市繁多川5丁目240番1
那覇市識名霊園南納骨堂（以下「南納骨堂」という。）	那覇市識名2丁目448番

（使用の目的）

第4条 霊園施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀の目的以外に使用することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第5条 霊園施設を使用（第7条第2項の規定による変更及び同条第3項の規定による更新の場合を含む。）しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、霊園の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。
- 4 生前予約により合葬室の使用の許可を受けた者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

（使用資格）

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本市に住所を有すること。
 - (2) 祭祀を主宰する者であること。
 - (3) 焼骨を所持していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、生前予約により合葬室の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本市に住所を有すること。
 - (2) 自己の使用を目的とする者であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

（使用期間）

第7条 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定

める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室又は南納骨堂（以下これらを「納骨堂等」という。）については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。

- (1) 墳墓地 永年
- (2) 合葬用納骨室 12年又は32年
- (3) 合葬室 永年
- (4) 短期収蔵納骨室 5年
- (5) 南納骨堂 5年

2 合葬用納骨室について前項第2号の12年の使用の許可を受けた者は、市長の許可を得て当該使用期間の満了前に使用期間を32年に変更することができる。この場合において、変更後の使用期間の始期は、変更前の許可を受けた日とする。

3 第1項第4号又は第5号の使用期間については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。

（使用料）

第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による使用期間の変更があった場合は、当該変更の許可を受けた者は、使用料の差額を納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用权を承継した者（以下これらを「使用者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている場合において、合葬室（生前予約の場合を除く。）、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。
- (2) 墳墓地の利用者が当該墳墓地を返還し、引き続き合葬用納骨室（納骨壇又は特殊壇1壇に限る。）又は合葬室を使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（管理上の措置等）

第10条 市長は、管理上必要があると認める場合は、使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を講ずるよう命ずることができる。

（転貸等の禁止）

第11条 使用者は、第5条第1項の許可及び次条の許可（以下これらを「使用許可」という。）を受けた霊園施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

（使用権の承継）

第12条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀^しを主宰する者が、市長の許可を得て使用権を承継することができる。

（墳墓の工事等）

第13条 墳墓地の使用者は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 墳墓の設備については、規則で定める基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。

4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（霊園の一時使用）

第14条 墳墓地の使用者が、その使用に伴う工事その他の必要により霊園の土地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（埋蔵等の手続）

第15条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、市長の承認を受け、及び職員の立会いを求めなければならない。

（1） 霊園施設に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするとき。

（2） 霊園施設（合葬室を除く。）から焼骨を改葬し、又はその返還を受けようとするとき。

（焼骨の容器等）

第16条 市民共同墓に埋蔵又は収蔵をする焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

2 合葬室に埋蔵をする焼骨を収めた容器等は、返還しないものとする。

（使用者の責務）

第17条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

2 墳墓地の使用者は、当該墳墓地に係る墳墓等を適正に管理しなければならない。

（施設変更）

第18条 合葬用納骨室の使用者は、第7条第1項第2号に規定する使用期間の満了前であっても、市長の承認を得てその使用する施設を合葬室に変更することができる。

2 南納骨堂の使用者は、市長の承認を得てその使用する南納骨堂における納骨壇の位置を変更することができる。この場合において、使用者は、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額を超えるときは、その差額を納付しなければならない。

（変更等の届出）

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 本籍、住所又は氏名に変更があったとき。

（2） 霊園施設を使用する必要がなくなったとき。

（使用許可証の書換え等）

第20条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

3 使用者は、前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

（使用権の消滅）

第21条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年（第12条の規定による使用権の承継があったときを除く。）又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

（使用許可の取消し）

第22条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用

許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 墳墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墳墓地を使用しないとき。
- (3) 市民共同墓及び南納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (5) 使用許可の条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

（使用場所の返還）

第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は納骨堂等の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

（使用場所の変更又は返還の命令）

第24条 市長は、霊園の管理又は事業執行上必要があるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部について変更又は返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により変更又は返還を命じたときは、使用者に対し、移転等に係る費用を負担し、又は第8条第3項本文の規定にかかわらず、既納の使用料の一部を還付するものとする。

（焼骨の合葬等）

第25条 市長は、合葬用納骨室に埋蔵されている焼骨については、第7条第1項第2号に規定する使用期間の経過後、合葬室に埋蔵するものとする。

- 2 市長は、合葬用納骨室への埋蔵を経ない焼骨については、合葬室に直接埋蔵する。
- 3 合葬室への焼骨の埋蔵は、市長が行うものとする。
- 4 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。
- 5 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵又は収蔵をされて

いる焼骨を特定の場所に改葬し、又は合葬室に埋蔵することができる。

- (1) 使用者が死亡した場合において、第12条の規定による使用権の承継をする者がいないとき。
- (2) 第21条の規定により使用権が消滅したとき。
- (3) 第22条の規定により使用許可が取り消されたとき。
- (4) 第23条の規定に該当する場合において、使用場所を返還しないとき。

6 市長は、前項の規定により墳墓地に埋蔵されている焼骨を合葬室に埋蔵しようとするときは、その2月前までにその旨を告示するものとする。

（行為の禁止）

第26条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。ただし、使用許可を受けた墳墓地を除く。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他市長が霊園の管理上支障があると認める行為

（過料）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けないで霊園を使用した者
- (2) 前条の規定に違反した者

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（那覇市識名霊園付属納骨堂条例の廃止）

- 2 那覇市識名霊園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)
- 4 施行日前に改正前の那覇市霊園条例又は付則第2項の規定による廃止前の那覇市識名霊園付属納骨堂条例(以下「旧納骨堂条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において旧納骨堂条例による許可を受けている者に係る施行日以後に最初に行う第7条第3項の規定による更新の許可については、新規の許可をしたものとみなす。

別表(第8条関係)

霊園施設	区分			単位	使用料
墳墓地	墳墓地			1平方メートルにつき 永年	49,600円
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1体用納骨壇	1壇につき 12年	52,000円
				1壇につき 32年	139,000円
			2体用納骨壇	1壇につき 12年	104,000円
				1壇につき 32年	278,000円
			特殊壇	1壇につき 12年	208,000円
				1壇につき 32年	556,000円
	合葬室		1体につき 永年	30,000円	
	短期収蔵納骨室	1体用納骨壇		1壇につき 5年	25,000円
		2体用納骨壇		1壇につき 5年	50,000円
		特殊壇		1壇につき 5年	100,000円
参拝室			1時間につき	500円	
納骨堂	南納骨堂			1壇につき 5年	18,900円以内で 規則で定める額

備考

- 1 本市に住所を有しない使用者(墳墓地の使用者を除く。)の使用料は、この表に定める使用料の額に100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 2 合葬用納骨室の使用料を納付する場合は、合葬室の使用料を併せて納付しなければならない。
- 3 第7条第1項ただし書の規定による納骨堂等の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

那覇市条例第52号

平成25年12月27日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 (<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項の<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2	付 則 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」とする。 (<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法

第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における付則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者

附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条 第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 〔略〕

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

12～13 〔略〕

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規

8 〔略〕

9～10 〔略〕

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3

定する条約適用配当等の額の合計額（ と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額」と、第2 1条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等の額」とする。	条の2の2第12項に規定する条約適用配当 等の額の合計額（ と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施特例法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額」と、第21条中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに租税条約等実施特例法第3条の2の 2第12項に規定する条約適用配当等の額」 とする。
<u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の 敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> 15 <u>世帯主又はその世帯に属する被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44条の2第4項及び第5項の規定の適用を 受ける場合における付則第4項（付則第5 項において準用する場合を含む。）の規定 の適用については、付則第4項中「第35 条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日 本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律（平成23年法律 第29号）第11条の6第1項の規定により適 用される場合を含む。）」と、「同法」と あるのは「租税特別措置法」とする。</u>	12 [略]
16 [略] 備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分
の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、な
お従前の例による。

那覇市条例第53号

平成25年12月27日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例（平成7年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 母子家庭の母 <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。</u> (3) 父子家庭の父 <u>法第6条第1項の規定に準ずる配偶者のない男子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。</u> (4)～(9) 〔略〕	（用語の定義） 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 母子家庭の母 <u>次に掲げる者をいう。</u> <u>ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子であって、規則で定める児童を監護しているもの</u> <u>イ 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条の2第2号の児童の母であって、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の父以外の者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号イにおいて同じ。）している者を除く。</u> (3) 父子家庭の父 <u>次に掲げる者をいう。</u> <u>ア 母子及び寡婦福祉法第6条第1項の規定に準ずる配偶者のない男子であって、規則で定める児童を監護しているもの</u> <u>イ 児童扶養手当法施行令第1条の3第2号の児童の父であって、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の母以外の者と婚姻している者を除く。</u> (4)～(9) 〔略〕 （資料の提供等） 第11条 市長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めると

(受給資格の消滅) <u>第11条</u> 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。 (1) [略] (2) 保護者が<u>前条第2項</u>の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。 <u>第12条～第15条</u> [略]	<u>きは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</u> (受給資格の消滅) <u>第12条</u> [略] (1) [略] (2) 保護者が<u>第10条第2項</u>の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。 <u>第13条～第16条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日において改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第2条第2号イ又は第3号イの規定により新たに助成対象者となる者であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものの受給者証の有効期間の始期は、新条例第7条第1項ただし書の規定にかかわらず、平成26年1月1日とする。
- (1) この条例の施行日において本市に住所を有し、児童扶養手当を受給していること。
- (2) 平成26年1月31日までに新条例第6条第1項の規定による申請を行っていること。
- (3) 前号の申請による受給者証の交付があったこと。

那覇市条例第54号

平成25年12月27日

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例

那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(名称及び位置) 第2条 児童館及び児童遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 (1) 児童館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市古波蔵児童館</td><td>那覇市 <u>古波蔵4丁目7番7号</u></td></tr> </table> (2) [略] 2 [略]	名称	位置	[略]		那覇市古波蔵児童館	那覇市 <u>古波蔵4丁目7番7号</u>	(名称及び位置) 第2条 [略] (1) 児童館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市古波蔵児童館</td><td>那覇市 <u>字国場1169番地4</u></td></tr> </table> (2) [略] 2 [略]	名称	位置	[略]		那覇市古波蔵児童館	那覇市 <u>字国場1169番地4</u>
名称	位置												
[略]													
那覇市古波蔵児童館	那覇市 <u>古波蔵4丁目7番7号</u>												
名称	位置												
[略]													
那覇市古波蔵児童館	那覇市 <u>字国場1169番地4</u>												
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。													

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

那覇市条例第55号

平成25年12月27日

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（平成17年那覇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、 <u>那覇市精神障害者地域生活支援センター</u> (以下「センター」という。)を設置する。 (位置) 第2条 センターの位置は、那覇市 <u>古波蔵4丁目7番7号</u> とする。	<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、 <u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター</u> (以下「センター」という。)を設置する。 (位置) 第2条 センターの位置は、那覇市長田1丁目24番27号とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

那覇市条例第56号
平成25年12月27日

那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市営奥武山体育施設条例(平成21年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (施設の構成) 第3条 体育施設は、次の表の左欄に掲げる名称に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設をもって構成する。 [表 別記] (利用料金) 第9条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第8までの区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 [略] (利用許可の制限) 第11条 [略] [別表第1 別記]	(名称及び位置) 第2条 [略] [表 別記] (施設の構成) 第3条 [略] [表 別記] (利用料金) 第9条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第9までの区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 [略] (利用許可の制限) 第11条 [略] <u>2 指定管理者は、中学生以下の者については、那覇市営奥武山トレーニング室の利用を許可しない。</u> [別表第1 別記] [別表第9 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の那覇市営奥武山体育施設条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間、新条例第2条の那覇市営奥武山トレーニング室の管理に係る新条例第5条から第13条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	第16条第1項の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）	教育委員会
第5条第2項 第6条から第8条（第2項を除く。）まで及び第11条から第13条まで	指定管理者	教育委員会
第9条の見出し	利用料金	使用料
第9条第1項	指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ	別表第9に定める額の使用料を納付しなければ
第9条第3項	利用料金は、指定管理者 支払わなければ	使用料は、市長 納付しなければ
第9条第4項	利用料金 教育委員会規則で定める事由に該当する	使用料 市長が特別の理由があると認める
第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条	指定管理者 教育委員会規則で定めるところにより利用料金 利用料金の一部 利用料金を免除する	市長 使用料 使用料の一部 使用料を免除する
別表第9	利用料金	使用料

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	位置
[略]	
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	位置
[略]	
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]
那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町42番地の1地先

[改正前 別記]

[第3条の表]

名称	施設名	
	主施設	付属施設
[略]		
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]	

[改正後 別記]

[第3条の表]

名称	施設名	
	主施設	附属施設
[略]		
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]	
那覇市営奥武山トレーニング室	トレーニング室	更衣室

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

名称	施設名	利用時間
[略]		
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

名称	施設名	利用時間
[略]		
那覇市営奥武山屋内運動場	[略]	
那覇市営奥武山トレーニング室	トレーニング室	9時～21時
	更衣室	9時～21時30分

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第9(第9条関係)

那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金

区分		利用単位	金額(円)
個人利用	高校生	1回(2時間以内)	200
	その他	1回(2時間以内)	400
団体予約利用	高校生	1時間	1,000
	その他	1時間	2,000

備考

- 1 団体予約利用は、10人以上で構成する団体が施設を予約して利用することをいう。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 団体予約利用において、利用者が会費、賛助金、寄附金、募金その他の入場料の類（以下「入場料」という。）を領収する場合の利用料金は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 団体予約利用の欄のその他の区分に基づき算定した額
 - (2) 実施する催物1回につき当該催物に係る入場料の1人当たりの最高額に10を乗じて得た額。この場合において、同様な内容構成の催物について時間を区切り数度にわたり実施するときは、その1度を1回とする。

那覇市条例第57号
平成25年12月27日

那覇市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公民館条例の一部を改正する条例

那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条～第16条 〔略〕	<u>(開館時間)</u> 第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 <u>(休館日)</u> 第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日 (2) 慰霊の日 6月23日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(ただし、第1号に定める日を除く。)
	第6条～第18条 〔略〕 <u>(指定管理者の指定)</u> 第19条 教育委員会は、次に掲げる全ての要件を満たし、那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)として指定するものとする。 (1) 市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の規定による指定は、公民館の管理

を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

- 3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年那覇市条例第4号）の規定に従い、公民館の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 利用許可に関する業務

（2） 第24条において準用する第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務

（3） 公民館施設の維持管理に関する業務

（4） その他教育委員会が必要と認める業務

（利用料金）

第23条 指定管理者は、当該指定管理者が管理を行う公民館について、第9条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（準用）

第24条 第3条から第10条まで、第13条、第

第17条 〔略〕 別表第1(第7条関係) 〔略〕 別表第2(第9条関係) 〔略〕	14条及び第16条の規定は、指定管理者に 公民館の管理を行わせる場合について準 用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。 〔表 別記〕 第25条 〔略〕 別表第1(第9条関係) 〔略〕 別表第2(第11条関係) 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の 表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市公民館条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の那覇市公民館条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

〔改正後 別記〕

〔第24条の表〕

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者
第4条から第8条まで、第13条、第14条及び第16条	教育委員会	指定管理者
第9条の見出し、同条第2項及び第10条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第9条第1項	別表第1に定める使用料を納付しなければ	第23条第1項に定める利用料金を支払わなければ
第9条第2項	納付した	支払った
第9条第2項及び第10条	市長	指定管理者

那覇市条例第58号

平成25年12月27日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那覇市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用する。

〔改正前 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1 〔略〕

2～5 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1 〔略〕

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録(同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。)の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料	サービス付き高齢者向け住宅を構成する建築物ごとに、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額 ア 10戸以下 24,000円 イ 11戸から20戸まで 28,000円 ウ 21戸から30戸まで 31,000円 エ 31戸から40戸まで 35,000円 オ 41戸から50戸まで 39,000円 カ 51戸から70戸まで 46,000円 キ 71戸から100戸まで 56,000円 ク 101戸以上 67,000円

3～6 〔略〕

規 則

那覇市規則第86号

平成25年12月27日

那覇市霊園条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市霊園条例施行規則

那覇市霊園条例施行規則(昭和47年那覇市規則第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市霊園条例(平成25年那覇市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間等)

第2条 那覇市識名霊園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉園することができる。

(公募)

第3条 市長は、墳墓地、合葬用納骨室、短期収蔵納骨室及び南納骨堂の使用については、次に掲げる事項を明示して、これらの施設を使用しようとする者を公募するものとする。

- (1) 申込方法
- (2) 申込期間
- (3) 申込資格
- (4) 公募する施設の区分及び数
- (5) 使用料の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によることが適当でないと認めるときは、当該公募をしないことができる。

(使用予定者の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による公募において、使用の申込みをした者(この条において「申込者」という。)の数が公募した施設に係る募集数を超えるときは、当該申込者のうちから抽選により使用予定者を決定する。この場合において、補欠の使用予定者及びその順位を抽選により決定することができる。

2 市長は、申込者の数が公募した施設に係る募集数を超えないときは、当該申込者を使用予定者として決定する。

3 市長は、使用予定者が市長の指定する期日までに条例第5条第1項の許可の申請を

しなかったとき、又は使用予定者が条例第6条に掲げる要件に該当しないことが明らかになったときは、第1項の規定による使用予定者の決定を取り消すものとする。

- 4 市長は、前項の規定による取消しがあった場合は、補欠の使用予定者をその順位に従い、使用予定者として決定する。

（使用位置の指定）

第5条 使用予定者が使用することとなる霊園施設の位置は、市長が指定する。

（使用の許可の申請）

第6条 条例第5条第1項の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地使用許可申請書	(1) 戸籍謄本
合葬式墓地（合葬室の生前予約の場合を除く。）	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可申請書	(2) 火葬許可証又は改葬許可証
短期収蔵納骨室及び南納骨堂（以下これらを「納骨堂等」という。）	那覇市納骨堂等使用許可申請書	(3) その他市長が必要と認める書類
合葬室（生前予約の場合に限る。）	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可申請書	(1) 戸籍謄本
参拝室	那覇市民共同墓参拝室使用許可申請書	(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 参拝室について前項の申請をするときは、次条第1号から第4号までに定めるいずれかの使用許可証を提示するものとする。

（使用許可証）

第7条 条例第5条第3項の使用許可証は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 墳墓地 那覇市霊園墳墓地使用許可証

(2) 合葬式墓地(合葬室の生前予約の場合を除く。) 那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証

(3) 納骨堂等 那覇市納骨堂等使用許可証

(4) 合葬室(生前予約の場合に限る。) 那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可証

(5) 参拝室 那覇市民共同墓参拝室使用許可証
(使用期間の変更等)

第8条 条例第7条第2項の許可の申請は、那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて、使用期間の満了日の10日前までに行うものとする。

2 条例第7条第3項の許可の申請は、那覇市納骨堂等使用許可申請書に那覇市納骨堂等使用許可証を添えて、使用期間の満了日の前日までに行うものとする。
(南納骨堂の使用料)

第9条 条例別表の規則で定める額は、納骨壇の位置が第1段目及び第2段目にあっては18,900円、第3段目にあっては17,850円、第4段目にあっては16,800円とする。
(使用料の還付)

第10条 条例第8条第3項ただし書の規定より使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 霊園施設を使用することなく、条例第22条第2号又は第3号本文に規定する期間の満了前に当該霊園施設を返還した場合 使用料の2分の1の額

(2) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第8条第3項ただし書の規定による使用料の還付の申請は、那覇市霊園施設使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
(使用料の減免)

第11条 条例第9条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第9条第1号又は第2号の規定に該当するとき 全額

(2) 条例第9条第3号の規定に該当するとき 市長が必要と認める額

2 条例第9条の規定による使用料の減免の申請は、那覇市霊園施設使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（使用の制限）

第12条 市民共同墓(参拝室を除く。)には、次に掲げる場合を除き、立ち入ることができない。

- (1) 合葬用納骨室に焼骨を埋蔵するとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めるとき。

（使用権の承継の申請）

第13条 条例第12条の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地使用権承継許可申請書	(1) 使用許可証 (2) 戸籍謄本
合葬式墓地	那覇市合葬式墓地使用権承継許可申請書	(3) その他市長が必要と認める書類
納骨堂等	那覇市納骨堂等使用権承継許可申請書	

（墳墓の工事）

第14条 条例第13条第1項の承認の申請は、墳墓工事承認申請書にその計画図及び工事場所を明示した関係書類を添えて行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による届出は、工事着手・完了届により行うものとする。

（設備の制限）

第15条 条例第13条第2項の規則で定める基準は、使用墳墓の高さは2.8メートル以内とし、囲障の高さは0.8メートル以内とする。この場合において、これらの高さとは、地盤面から設備の最高部までをいう。

（霊園の一時使用）

第16条 条例第14条の許可の申請は、那覇市霊園土地一時使用許可申請書により行うものとする。

（埋蔵等の手続）

第17条 条例第15条の承認の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	火葬許可証又は改葬許可証
合葬式墓地	那覇市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	
納骨堂等	那覇市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	

(焼骨の容器の基準)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 形状は、水平な場所に置いたときに安定するものであること。

(2) 大きさは、次のとおりとする。

ア 1体用又は2体用納骨壇を使用する場合は、幅及び奥行きがそれぞれ29センチメートル以下、高さが36センチメートル以下であること。

イ 特殊壇を使用する場合は、幅が47センチメートル以下、奥行きが29センチメートル以下、高さが76センチメートル以下であること。

(3) 材質は、陶磁器その他の焼骨の埋蔵又は収蔵に適したものであること。

(4) 骨箱、骨覆等の外装を施していないこと。ただし、短期収蔵納骨室に収蔵する場合であって、外装を施した状態で第2号に定める基準を満たすときは、この限りでない。

(施設変更)

第19条 条例第18条第1項の承認の申請は、那覇市合葬式墓地施設変更承認申請書に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて行うものとする。

2 条例第18条第2項の承認の申請は、那覇市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書に那覇市納骨堂等使用許可証を添えて行うものとする。この場合において、当該申請が競合したときは、抽選により使用者を決定する。

3 条例第5条第3項の規定は、条例第18条の承認をした場合に準用する。

(変更等の届出)

第20条 条例第19条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる規定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

区分	申請書	添付書類
条例第19条第1号	那覇市霊園施設使用許可証記載事項変更届	(1) 使用許可証 (2) その他市長が必要と認める書類
条例第19条第2号	那覇市霊園施設返還届	使用許可証

（使用許可証の再交付）

第21条 条例第20条第2項の再交付の申請は、那覇市霊園施設使用許可証再交付申請書により行うものとする。この場合において、当該再交付の原因が毀損によるときは、当該毀損した使用許可証を添えるものとする。

（様式）

第22条 この規則の規定による別表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

（補則）

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則の廃止）

2 那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則（1957年那覇市規則第18号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に改正前の那覇市霊園条例施行規則又は前項の規定による廃止前の那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表(第22条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1	那覇市霊園墳墓地使用許可申請書	第6条第1項
2	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可申請書	第6条第1項
3	那覇市納骨堂等使用許可申請書	第6条第1項
4	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可申請書	第6条第1項
5	那覇市民共同墓参拝室使用許可申請書	第6条第1項
6	那覇市霊園墳墓地使用許可証	第7条
7	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証	第7条
8	那覇市納骨堂等使用許可証	第7条
9	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可証	第7条
10	那覇市民共同墓参拝室使用許可証	第7条
11	那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書	第8条第1項
12	那覇市霊園施設使用料還付申請書	第10条第2項
13	那覇市霊園施設使用料減免申請書	第11条第2項
14	那覇市霊園墳墓地使用権承継許可申請書	第13条
15	那覇市合葬式墓地使用権承継許可申請書	第13条
16	那覇市納骨堂等使用権承継許可申請書	第13条
17	墳墓工事承認申請書	第14条第1項
18	工事着手・完了届	第14条第2項
19	那覇市霊園土地一時使用許可申請書	第16条
20	那覇市霊園墳墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	第17条
21	那覇市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	第17条
22	那覇市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	第17条
23	那覇市合葬式墓地施設変更承認申請書	第19条第1項
24	那覇市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書	第19条第2項
25	那覇市霊園施設使用許可証記載事項変更届	第20条
26	那覇市霊園施設返還届	第20条
27	那覇市霊園施設使用許可証再交付申請書	第21条

那覇市規則第87号

平成25年12月27日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（母子家庭の児童） 第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1）～（2） [略] （3） 父が別表に定める程度の障害の状態にある児童 （4）～（7） [略] （父子家庭の児童） 第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1）～（2） [略] （3） 母が別表に定める程度の障害の状態にある児童 （4）～（6） [略] （保護者） 第5条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する児童の状態にある場合の保護者とする。 （1） 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。ただし、当該母又は父が別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。 （2） 母又は父の配偶者に養育されているとき。ただし、当該母若しくは父又はその配偶者が別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。	（母子家庭の児童） 第2条 条例第2条第2号アに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1）～（2） [略] （3） 父が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第2に定める程度の障害の状態にある児童 （4）～（7） [略] （父子家庭の児童） 第3条 条例第2条第3号アに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1）～（2） [略] （3） 母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童 （4）～（6） [略] （保護者） 第5条 [略] （1） 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。ただし、当該母又は父が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。 （2） 母又は父の配偶者に養育されているとき。ただし、当該母若しくは父又はその配偶者が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。

(所得の限度額) 第9条 条例第5条第1項第1号に規定する規則で定める額は、<u>児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）</u>第2条の4第2項に規定する額とする。 2～3 [略] 第18条 [略] (受給資格消滅の通知) 第19条 市長は、受給資格者が条例第11条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。 第20条～第21条 [略] [別表 別記]	(所得の限度額) 第9条 条例第5条第1項第1号に規定する規則で定める額は、<u>施行令第2条の4第2項</u>に規定する額とする。 2～3 [略] (支払の調整) 第18条 <u>支給した助成金の額に過誤があったときは、当該過誤となった助成金について、その後に支払うべき助成金との間で必要な調整を行うことができる。</u> 第19条 [略] (受給資格消滅の通知) 第20条 市長は、受給資格者が条例第12条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。 第21条～第22条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指に著しい障害を有するもの

- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

那覇市規則第88号

平成25年12月27日

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則(平成17年那覇市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター条例</u>(平成17年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (公告) 第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター</u>(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(5) [略] (指定申請) 第3条 [略] 2 条例第9条第3項の規則で定める申請書は、<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。 3 [略] (指定等) 第4条 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定書</u>(第2号様式)を交付する。 2 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書</u>(第3号様式)を交付する。 [第1号様式 別記]	<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例</u>(平成17年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (公告) 第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター</u>(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(5) [略] (指定申請) 第3条 [略] 2 条例第9条第3項の規則で定める申請書は、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。 3 [略] (指定等) 第4条 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定書</u>(第2号様式)を交付する。 2 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書</u>(第3号様式)を交付する。 [第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例(平成25年那覇市条例第55号)の施行の日から施行する。

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

- 2 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉部における課の分掌事務) 第10条 [略]	(福祉部における課の分掌事務) 第10条 [略]
2 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 [略]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) <u>精神障害者地域生活支援センター</u> 及び障がい者福祉センターに関する こと。	(7) <u>精神障がい者地域生活支援センタ</u> <u>ー</u> 及び障がい者福祉センターに関する こと。
(8) [略]	(8) [略]
3～6 [略]	3～6 [略]
備考 本則の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前 別記〕

第1号様式(第3条関係)

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書

〔略〕

那覇市長 様

〔略〕

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第9条第2項の規定により、那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

〔改正後 別記〕

第1号様式(第3条関係)

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書

〔略〕

那覇市長 宛

〔略〕

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条第2項の規定により、那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

〔改正前 別記〕

第2号様式(第4条関係)

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定書

〔略〕

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第9条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第2号様式(第4条関係)

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定書

〔略〕

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

〔略〕

[改正前 別記]

第3号様式(第4条関係)

[略]

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

[改正後 別記]

第3号様式(第4条関係)

[略]

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第89号

平成25年12月27日

那覇市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市薬事法施行細則の一部を改正する規則

那覇市薬事法施行細則（平成25年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考 様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式（第2条関係）

[略]	
[略]	
兼務する施設	[略]
備考	

[改正後 別記]

第2号様式（第2条関係）

[略]	
[略]	
兼務する施設	[略]
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

